

補 則

(1) 記録用デジタルカメラの取り扱いについて

1. 学生グライダー競技会の旋回点撮影記録用デジタルカメラの取り扱いについて定める。
2. 競技での使用方法
 - イ. 競技に使用する前に、メモリー挿入部カバーのシールドを受ける。(1回受ければよい)
 - ロ. 競技に使用する前に、全コマ消去の状態カメラ本体をピストに提出してシールドを受ける。
 - ハ. 競技機に取り付け使用する。
 - ニ. 旋回点画像を確認後、カメラは返却する。
 - ホ. 電池交換等でシールドを取る場合は、事前に審判員の了解を得て行う。
 - ヘ. 途中でシールドを開封したときは、競技使用前と同様の確認を受ける。但し、撮影画像を保存したまま行う場合は、運行管理委員立ち会いの元、電池等の交換を行い、シールドを受ける。
3. 審判委員の確認事項
 - イ. 競技前に、全コマ消去を確認する。
 - ロ. 競技前に、カメラをシールドする。
 - ハ. 競技終了後、競技委員を含めて2名以上で提出されたカメラ本体のメディア挿入部がシールドされているのを確認する。
4. 旋回点確認時
 - イ. カメラ本体にビデオケーブル、ACアダプターを接続する。
 - ロ. 宣言板、時間、旋回点を判定する。
 - ハ. 撮影内容に問題がない場合は、カメラの画像を全コマ消去する。
 - ニ. 選手にカメラを返却する。

(2) 競技規則8.(競技機材)の競技機について

1. 競技機は、学生グライダー競技で使用する機材として滑空比は40、スパンは15mを基準にします。ただし、単座機は現在の各校所有機の現状を考慮してFAIで規定するスタンダードクラス以下の性能の機体までを競技機として認めます。複座機は通常訓練飛行に使用しているASK13、ASK21、SZD50、ツインアスティア等の滑空比が40以下の機体は競技として認めます。